

國際海上物品運送法における船舶の隠れた缺陷と堪航擔保責任の考察

原 茂 太 一

船舶の隠れた缺陷（瑕疵）による船舶の不堪航から生じた積荷の滅失または損害に對する運送人の責任が争われた事例を多くの近時の外國判決にみる事ができる。⁽¹⁾

現今の海上運送が複雑な機構を備えた巨船によって行われている事實に對應して、運送人の堪航責任のうち、船舶の隠れた缺陷から生じた不堪航による責任が大きな部分をしめるであろうことが結論される。

商法七三八條について、從來のわが國の通説は船主の堪航擔保責任を無過失責任と解していたが、國際海上物品運送法では船荷證券統一條約に従つて過失責任主義をとり、運送人は船舶をして堪航状態におくための注意を怠つたことから生じた滅失・毀損又は延着について損害賠償の責を負うことになつた^(二)（五條）。そして運送人がこの責任を免れようとするには、自己が

注意を盡したことを證明しなければならないとされる^(三)（五條）。この規定は統一條約およびその規定をほぼ忠實に自國法の規定とした英米法四條一項に相當する。

この規定によつて、運送人が注意を盡したが船舶の隠れた缺陷を發見できず、それを運送人が證明したとき免責される。

船舶の隠れた缺陷について、統一條約、英米法四條二項^(p)は「相當の注意をしても發見することの出来ない隠れた缺陷 (Latent defects not discoverable by due diligence)」という規定をおいている。勿論、これは船舶の隠れた缺陷というより廣い概念であるが、これを含むこと疑がない。⁽³⁾

一方、この規定に相當するわが國國際海上物品運送法四條二項一號は、「起重機その他これに準ずる施設の隠れた缺陷」と規定して、船舶の隠れた缺陷に相當する内容を削除してしまつた。

いま、船舶の隠れた缺陷による不堪航から積荷の滅失・損害が生じたとき、條約四條二項^(p)の規定にもかかわらず、運送人が不堪航による損害賠償責任を免れるために實際に相當の注意を盡したが缺陷を發見出来なかつたことを證明しなければならぬとすれば、四條二項^(p)の規定は四條一項と重複して不必要な規定となる。

しかし、もし條約四條二項^(p)に特別な意味を與える解釋が、可能であるとすれば、そのような解釋が、條約とわが海上物品運送法との間に、運送人の責任に影響を與える差異にまで發展しうるか否かを検討する必要が生じて来る。この意味におい

て、本稿では條約四條二項(p)の規定に特別の意味を與える英國の學說を中心にして船舶の隠れた缺陷と堪航擔保責任との關係を考察してみようと思ふ。

- (1) Astle, Shipowners' cargo liabilities and immunities 1954, p. 38 et seq.; Fraikin, Traité de la responsabilité du transporteur maritime 1957, p. 218 suiv. p. 38. 參照
- (2) 小町谷操三「統一船舶證券法論六二頁六四頁 Astle, p. 38. 參照
- (3) Colinvaux, The carriage of goods by sea act 1924, 1954, p. 87.

II

船舶證券統一條約を内國法として規定して以來、學說判例の蓄積をもつ英米法が四條二項(p)と堪航擔保責任の四條一項の關係を如何に考えているかをまず概観する。

隠れた缺陷を規定する四條二項(p)の規定については、英米法においても確定的解釋は見られないようである。

前述したように、相當の注意をしても發見することの出来ない船舶の隠れた缺陷(四條二)を運送人が堪航擔保責任に對する防禦方法として用いる場合でも、運送人は實際に相當の注意を盡したが缺陷を發見出来なかつたことを證明しなければならぬ(四條)とすれば、運送人の免責のためには四條一項の規定で足り、四條二項(p)は明かに重複無用な反復規定ということになる。學說にもこのように解するものがある。

そこで、四條二項(p)の規定の意味を擴大して船舶以外の陸上の起重機等に隠れた缺陷がある場合の運送人の免責規定であるという解釋が廣く行われている⁽³⁾。わが海上物品運送法もこの解釋に立脚すると思われるが、いづれにせよ、これらの解釋は四條一項との關係では四條二項(p)の規定には特別な意味を認めてゐない。

これに反して、英國の有力學說により四條二項(p)に特別な意味が與えられている⁽⁶⁾。

この學說の意味は、四條一項による運送人の免責は運送人が實際に (in fact) 相當の注意を行使したことの證明を前提とし、四條二項(p)の規定では、運送人が右の證明ができない場合でも、相當の注意の行使によって發見できなかったであろう缺陷の存在を證明できるとき、運送人は四條一項以外に堪航責任を免かれると解するものと理解される。

要するに、船舶の隠れた缺陷によって不堪航になり積荷に損害を與えたとき、堪航義務を怠つた場合でなくとも、積極的に注意を盡したことを證明できないときは四條一項の要件をみたさないが、四條二項(p)によって缺陷自體の性質から相當の注意によつても發見は不可能なことを證明するとき運送人の免責をみとめるものとこの説を理解できるのではないかと思われる。

條約四條二項(p)に相當するフランス海上物品運送に關する法律(一九三六年四月二日)四條二號は、「船舶の隠れた瑕疵(vices cachés du navire)」を證明したときのみ、運送人は堪航擔保責任を免れうる。これは瑕疵發見の不可能性を證明すれ

ばよく、相當の注意を盡したことでまで證明する必要はないと解される。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

學説にはフランス法が運送人に有利であるとするとするものがある。これは、運送人の堪航擔保責任の免責が單に相當の注意を盡したことの證明に限定されない意味から運送人に有利であると理解できれば、條約四條二項^(p)に特別な意味を與える英國の學説は、免責のための舉證を廣くみとめる點で、フランス法同様運送人に有利な解釋といいうるのでないか。

更には、條約四條二項^(p)から當該解釋を可能にする部分を削除してしまつたわが法より、右解釋に立脚した場合の英米法の方が運送人に利益な立場を與えるようになり得ないであらうか、問題となる。

しかし、このように結論する前提として、何故に運送人の免責のために「相當の注意」の證明以外の證明手段を認める必要があるのか、更には四條二項^(p)に特別な意味を與える解釋自體問題點なく存立しうるものであらうか、四條二項^(p)に特別な意味を與えなくてもそれと同じ結果は四條一項の規定自體の解釋によつても得られないものであらうか、同様にわが國際海上物品運送法五條の解釋によつても同様な結果を得られないものであらうか、右の問題が解答されなければならぬ。

(1) Astle, p. 87.

(2) Gilmore and Black, *The law of admiralty* 1957, p. 145.

(3) Gilmore and Black, p. 145; Poor, *On charter*

parties and ocean bills of lading 4th ed., p. 181; Marais, *Les transports internationaux de marchandises par mer* 1949, p. 170 は契約を履行するために用ゐるすべての器具に及ぼす。

(4) 小町谷、二三三頁、吉田昂、商事法務研究六六號一五頁參照。

(5) Scrutton, *On charter parties and bills of lading*, 16th ed., p. 485; Carver, *Carriage of goods by sea*, 10th ed., p. 200; Colivaux, p. 88

(6) Carver, p. 200; Colivaux, p. 88 44 if the carrier proves that the defect was such that it could not be discovered by due diligence. と表現してゐる。

米國の判例では、隠れた缺陷とは金屬内部の缺陷で漸次的腐蝕を含まないと屢々判示されてゐるように見える。判例によつて高橋正彦海事問題研究一五號二八頁以下。

(7) Sauvage, *Manuel pratique du transport des marchandises par mer*, 1955, p. 51; Marais, p. 133 は「發見できなごでさう性質の隠れた瑕疵の免責をみとめる。Smeester et Winkelmoelen, *Droit maritime et droit fluvial*, 2e éd., t. II n° 598 は性質上發見不可能な隠れた疵瑕と云へ。

(8) Fraikin, n° 224.

Comp. Sauvage, p. 49 suiv.

(9) Ripert, *Droit Maritime*, 4e éd., n° 1709 bis.

三

(1) 堪航擔保責任を免かれるために、「相當の注意の行使」の證明以外に「相當の注意によつても發見し得なかつたであろう缺陷の存在」の證明をゆるす理由は充分あるように思われる。

いま、船舶の隠れた缺陷が不堪航を結果し、積荷の滅失・損害が生じた場合を考えると、その船舶が發航前に船級協會等の検査をうけていたような場合には「相當の注意」を實際に盡した證明も比較的容易とも考えられるが、それでもなお相當の注意は發航にあつて實際に盡されることを要するもので、船級協會の検査自體は發航にあつて相當の注意を盡したこと證明に代りうるものでない。更に滅失・損害が船舶の隠れた缺陷に起因するその他の場合には、相當の注意を盡したことの證明は實際に完全になし得ないか或は相當に困難であることが指摘されている。⁽³⁾

従つて、堪航擔保責任を免れるために、相當の注意を盡した證明(四條一項)以外の學證(四條二項)をみとめても運送人の立場を不當に保護する結果になるとは考えられない。

(2) 次に、ではこのような解釋は問題なく存立しうるものであろうかということが検討されなくてはならない。

堪航擔保責任を規定した條約四條一項と運送人の免責事由を規定した四條二項(a)―(p)との關係について、英米の有力學說および最近のドイツの著書もまた、不堪航が積荷の滅失・損害の原因である限り船舶を堪航状態におくために相當の注意を怠っ

た運送人は四條二項の免責の利益を受けることが出来ないと思はれている。⁽⁴⁾

この意味は必ずしも明白でないが、もし、原告が積荷の損害が發航にあつての船舶の不堪航から生じたことを主張したとき、被告たる運送人は免責事由主張の前提として注意義務を盡したことを證明しなければならぬか或は自己の主張する免責事由に注意義務違反の競合してないことを證明しなければならぬ意味とすれば、注意義務が盡されたか否かという點には觸れずに、缺陷の發見不可能性という性質から運送人の免責をみとめる學說、即ち四條二項(p)に特別な意味を與える解釋は實益がないようにみえる。

しかし、次のように理解すれば、右の解釋はなお存立しうるように思われる。

即ち、條約四條一項の文面上、それは運送人の免責のために相當の注意を實際に盡したことの證明を要求するものと解される。しかし、四條一項はそのほかに注意義務の違反があつても違反と損害との間に因果關係が存在しないとき、運送人は因果關係の不存在を立證して責を免かれうることを認容するものと解される。そして、四條二項(p)によつて相當の注意によつても發見し得なかつたであろうような缺陷の證明をゆるすのも、要するに義務違反の有無は積荷の滅失・損害に對して何ら影響力をもたないという點で同じ根據から免責をみとめるものと解される。⁽⁵⁾

ただ、四條一項による場合は運送人の義務違反を前提とする

に對して、四條二項(2)の場合は注意義務が盡されたか否かという點にふれず、缺陷の性質が注意義務の行使の有無にかかわらず損害の發生を來す性質のものであった點で不可抗力的である(7)。

従つて、四條一項によつて注意義務違反と損害との因果關係の不存在を舉證することによつて運送人の免責をみとめる以外に、四條二項(2)に特別な意味を與えて運送人の免責をみとめることが可能であると考へられる。

しかし同時に、運送人が、義務違反を認容したうえであれば、四條一項自體の解釋によつても同じ結果が得られないわけでないことが結論される。

(3)そこで次に、わが海上物品運送法では「船舶の隠れた缺陷」は如何なる適用をうけるものであろうか。勿論、條約四條二項(2)に特別な意味を與えるような解釋は、わが海上物品運送法四條二項一號の規定からはひき出すことはできない。そこで、同じような結果は堪航擔保責任を規定した五條の規定自體の解釋によつても得られないものであろうかという點が問題として残るのである。

五條一項は「運送人は、自己又はその使用する者が發航の當時次の事項につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失・損傷又は、延着について損害賠償の責を負う。1號—3號略」と規定し、二項で「運送人は、前項の注意が盡されたことを證明しなければ、同項の責を免かれることができな」としている。

一項の規定によれば、運送人が船舶を堪航状態におく等の注意義務を怠つたとき損害賠償の責を負うことを規定したことは疑がないが、そのほかに義務違反と滅失等との間の相當因果關係をも損害賠償請求權の要件としているものと解される。

一方、二項の規定をみると、條約の規定では船舶の不堪航の事實と滅失等との因果關係は損害賠償の請求者に舉證責任があり、相當の注意を盡したことの舉證責任は運送人側にあること、即ち舉證責任の分配を規定したものであることが條文上から明らかであるに反して、二項の規定からは舉證責任を規定したことが明らかでなく、かえつて運送人が注意を盡したことが證明できたときだけ堪航擔保責任の免責がみとめられる唯一の場合であることを規定しているようにもみえる。また、二項が單に舉證責任の分配についてだけ規定したものであれば、債權法上も一般に無過失の舉證責任は債務者が負うと解せられているから、五條二項の規定は當然の注意的規定であり、何故に因果關係の點については何ら規定しなかつたか疑問になりうる。

しかし、注意義務違反と滅失・損傷等との間に相當因果關係のないときには、運送人の堪航擔保責任自體不成立であることを五條一項の規定からみとめなくてはならない。

この解釋を可能とし、また條約の規定と調和的に解釋するためにも、五條二項は注意を盡した點に關する舉證責任負擔の原則を定めたものと解さなくてはならない。

ただ、しいて二項に獨立に規定した意味を求めれば、運送人は單に過失がなかつたことを證明したのみではならず、五條一

項一號—三號の事項について實際に注意義務を盡した事實を證明しなければならぬ意味と解し得ないであろうか。そうすると、五條二項の要件をみたすためには、運送人は發航にあつて、船舶を堪航状態におくために實際に注意を盡したが隠れた缺陷を發見できなかったことを證明する必要があり、單に注意の行使によつても發見できないであらう缺陷が存在したことを證明しても五條二項の要件をみたすものとは考えられない。

わが法四條二項—一號は條約四條二項(p)の規定から船舶の隠れた缺陷に相當する部分を削除して規定をおいたが、なお條約四條二項(p)に特別な意味を與える英學說と同じ結果に到達するためには、注意義務の違反にもかかわらず滅失・損傷等と相當因果關係のないとき運送人の責任の不成立をみとめる五條一項の規定によらなければならない。

運送人は五條一項の法の形式に忠實に自己の注意義務違反を認容したうえで、注意義務違反と滅失・損傷・延着との間の相當因果關係の不存在を立證して免責を求められることは勿論であるが、更には、注意義務違反と滅失等の間の因果關係の存在を要求する五條一項の趣旨を類推して、運送人が實際に注意を盡したか否かの點には觸れずに缺陷の發見不可能な性質を舉證しそれから滅失等が生じていることを證明したとき、運送人は五條一項の類推により責を免かれるものとすべきか。五條の規定が實際に注意を盡したか否かに關連させて運送人の責任を定めてゐる點からみて多少問題となるように思われる。

要するに、わが五條一項は、注意義務違反と滅失・損傷・延

着との間に相當因果關係のないとき運送人は堪航擔保責任を負わないと解せられるから、條約四條二項(p)の如き規定を存續させそれに特別な意味を與えなくても、結果的にはわが法が條約や英米法に比して運送人に不利だとはいえないことは今迄の考察から結論しうる。

條約四條二項(p)に特別な意味を與える解釋は、意味が未だ不確定とされている同規定に意味を與えんとするいわば一つの可能な解釋であるにすぎず、もしわが法で同様な規定を残せば右規定の不明確さをも承繼することになる。それに加えて、同じ結果は堪航責任の規定自體の解釋によつても達せられないわけでもないから、右の點からわが法が條約四條二項(p)の如き規定をしなかつたことを是認しうるであらう。

(1) 例えは *Cranfield Bros. v. Tatem Steam Navigation Co.*, (1939) 64 Ll. L. Rep. 264.

(2) 山戶嘉一 海運三五五號六八頁

(3) *Aubrun, Les transports des marchandises par mer et convention internationale de Bruxelles*, 1938, n° 59 p. 63; *Sauvage*, n° 26 p. 41 suiv.

(4) *Scrutton*, p. 483 et seq.; *Carver*, p. 78, p. 123; *Gilmore and Black*, p. 163; *Robinson, On admiralty*, 1939, p. 505 et seq. は四條二項(p)は堪航状態にすゝための相當の注意の行使に條件づけられていないが、不堪航による損害は條件づけられてゐるとする。; *Wüstendörfer, Neuzeitliches Seehandelsrecht*, 1950, S. 241;

Abraham, Das Seerecht, 1956, S. 118; わが國でも田中
誠二 商事法務研究六六號九頁。

(5) Robinson, p. 505. 小町谷八四頁。

(6) Marais, p. 133. は性質上發見不可能な瑕疵から生じた損害に對する免責約款を有効としている。その根據は注意を怠ったとしてもそのような状態の下では損害に因果關係がないからとする。なお、小町谷、一七一—一七二頁參照。

(7) フランス法では「船舶の隠れた瑕疵」は不可抗力にあ

たるか争がなされた。Ripert, n° 1808; sauvage, n° 33.

(8) 山戸・六九頁、なお小町谷、三三五頁、三三六頁參照

(9) フランスの判例は、隠れた缺陷を發見できなかったのは過失的ではあるが批難すべき過失でないとしていたようである Ripert, n° 1709 p. 583.

(10) Scrutton, p. 485.

(東京商船大學講師)